

2003年4月23日 一部修正
2003年7月22日 第2版
2004年9月11日 第3版
2005年8月10日 第4版
2006年10月14日 第5版
2007年7月24日 第6版
2008年6月18日 第7版
2009年7月25日 第8版
2010年6月1日 第9版

JABEE 審査の要点(第9版, 2010年度版)

「地球・資源およびその関連分野運営委員会」

本稿は、当分野における審査を円滑に行うためのものである。第1版を2003年に作成して以来、改訂を重ねてきた。本第9版は2009年度の審査過程での議論および2010年度適用のJABEEの「認定基準の解説」や「認定・審査の手順と方法」等を反映して改訂したものである。

2010年度適用版では認定基準が一部改定されたことから、審査内容もそれに対応して変更されることになる。ただし、2010と2011年度の2年間に限っては、旧基準の選択も可能となっているので、注意いただきたい。

1. 2010年度からの認定基準改定の趣旨と要点

認定基準は2004年度に改定されたが、その後、細かい点では新たな見直しが必要となってきたため、2010年度版にて大きく改定された。主な改定点を以下に示す。

(1) 「学習保証時間」から「授業時間」への変更

基準2(2)では、「学習保証時間」から範囲を限定した「授業時間」に変更された。これは、一部の科目では「学習保証時間」の根拠説明のために実施記録を残すなど多大な労力をかける弊害があったことから、制度やルールの整備と適切な運用で確保・点検が可能な「授業時間」のみを対象とするように改められた。これに伴い、「学習保証時間として1800時間以上」が「授業時間として1600時間以上」に変更された。

(2) 自己学習時間確保のための取り組み

基準2(3)では、「単位の実質化」の流れを考慮し、「自己学習時間の確保」をより明確に求めるようにされた。JABEEではこれまで自己学習の重要性は強調されてきたが、この改定によって自己学習に関してより明示的に言及し、時間を確保する取り組みを求めるようになった。

(3) 基準3の大項目の順序の入れ替え

基準3の大項目、「教育方法」、「教育組織」、「入学、学生受け入れおよび移籍の方法」の

順序に変更された。これは、教育方法とそれを実行できる組織の存在が、受け入れの前提との考え方に基づくものである。

(4)プログラム履修生の移籍について

プログラムが実体を伴うためには、履修生が登録する際のルールとその運用だけでなく、プログラムを離れる際のルールと運用方法が適切であることが求められるとの考えから、それらを基準 3.3(4)にて明示的に述べるようにしたものである。

(5)勉学における学生支援の項目移動および統合

基準 3.2(3)にて要求されていた「授業等での学生の理解を助け、勉学意欲を増進し、学生の要望にも配慮できるシステム」が、基準 4.3「学生の支援体制」に統合された。

2. 2009 年度審査における主な改定点とその他の注意事項

2010 年度の基準改定とは別に、2009 年度の審査過程を通じて、審査にかかわる以下の点が改定された。審査担当者とともにプログラム側関係者にも周知いただきたい。

(1)新規審査の結果にて認定されるプログラムの認定の有効期間を審査の前年度の 4 月 1 日からとすることができる条件の緩和

この制度は「JABEE が妥当と判断する」場合に限ることを条件に、2008 年度から開始されたが、2009 年度からこの条件が拡大されることになった。これには 4 条件が必要とされていたが、このうち、「審査前年度の修了生がプログラム 1 期生であること」の条件を削除した。これにより、継続的改善を行いつつ、同一プログラムを運営している組織の場合も可能となる。なお、この認定を受けて中間審査を受けるようになった場合には、その認定期間の起算も 1 年前になることに注意が必要である。

(2)中間審査における審査項目の点検結果に「弱点(W)」が含まれている場合の認定可否判断の変更

2009 年度からは「W」が含まれていても不認定にはしないことになった。

(3)編入および単位互換に関する判定の留意点

基準 3.1(3)と基準 5(2)に関して、制度をもたず、具体的方法も定められていないときに限り、判定に「-」をつける。これに対して、制度と具体的方法は定められているが、実施例がない場合（プログラム側の責任に帰することなく実施例がない場合）には、A,C,W,D 判定を行うことになった。

(4)最終審査報告書における「付記事項」欄の追加

一次審査報告書などでの審査チームの所見に加えて、「最終審査報告書」でも一次審査報告書以降の審査コメントを付すことになった。改善報告書に対するコメント、分野別審査での事項などである。これは認定・審査調整委員会にてまとめられるようになった。

その他の注意事項

その他、これまでの当該分野の審査を通じて確認してきた重要事項を以下に明記するの

で、周知いただきたい。

① 連動する基準項目のチェックを確実にすること

基準 1, 基準 3, 基準 5 は連動して審査する項目である。すなわち, 1(1)で具体的な学習・教育目標の設定と公開がなされ, 3(2)では学習・教育目標に応じたカリキュラム設定がなされ, 5(3)ではこれらに基づいて各学習・教育目標の達成度評価がなされていることのチェックを確実にすること。

審査にあたってはそれぞれの基準に照らして審査するとともに, これらを連動させて審査する必要である。特に 5(3)の「各学習・教育目標の達成度評価」が最も重要である。具体的には 1(1)や 3(2)が「C」判定である場合, 5(3)を「A」と判定するには, 具体的判定根拠を明確に示す必要がある。

② 改善報告書の取り扱い

実施審査後にプログラム側から提出される改善報告書により判定を変更することがある。この際の判定変更となる例は, 実地審査時の記載漏れ, 誤記などがこれにあたり, 実質的な活動の実施が実地審査において確認できたものに限られる。したがって, 今後の改善計画を示しただけでは実質的な活動が確認できないので, 判定変更はできない。

③ デザイン教育

エンジニアリングデザイン教育の審査の要点は「社会が要請している問題点を抽出し, 取り得る解決策を, コストを含めて検討・選択し, 時に創り出し, 実施し, 成果を発表する」ことが具体的に示されているかということを確認する必要がある。教員の以心伝心ではなく, カリキュラムとして成立しているかが審査のポイントである。

2010年4月には, JABEE から「エンジニアリング・デザイン教育の審査方針」および「JABEE におけるエンジニアリング・デザイン教育への対応基本方針」が示されたので, これらを熟知し, 自己点検書の作成ならびに審査に臨んでいただきたい。

わが国の大学では, こうした教育を「卒業研究」にて実施していると説明されることが多いが, その場合には, 上記の内容の教育をプログラムの学生すべてに対して実施していることを示す必要がある。

「地球・資源分野」でも, それぞれの科目で上記の内容を含んでいることを示す必要がある。野外実習科目でも, 上記の趣旨に沿って学生が主体的に地質図などを作り上げていく場合には, エンジニアリングデザイン教育の一部と見なすこともできる。

④ 国際的な教育の同等性

プログラム側が具体的に示すものである。2008年度の審査では, 使用するテキストの内容が国際的な同等性を示すことを説明したものや, テキストそのものが国際的なものを使用していることなどが示された例があった。

3. 審査における基本事項

以下は審査担当側とともにプログラム側も知っておくべき基本事項である。

■プログラムの形態

審査を受けようとするプログラムに対して、JABEEの「認定・審査の手順と方法」(2009 2010年度版)には、プログラムがあらかじめ満たしておくべき要件として、以下の事項が明記されている。

- (1)プログラムは、同一教育機関内の他のプログラムと明確に区別できる、日本語の公表されている名称をもたなければならない。
- (2)履修生がプログラムから同一教育機関内の他のプログラムに移籍することを認める場合には、移籍に関する規則が定められ、少なくともプログラムの履修生に公開され、その規則に基づいて移籍が行われるなど、適切に運用されていなければならない。
- (3)上記(1),(2)のプログラムの修了条件は、学則等に基づく卒業条件と一致していなければならない。

■審査の種類と有効期間

JABEEの審査には、「新規審査」、「中間審査」、「認定継続審査」、「再審査」、ならびに「変更時審査」がある。また、当該プログラムが既に認定されている場合、前回に受けた審査を「前回審査」という。以下は、特に断らない限り、「新規審査」および「認定継続審査」に関することを中心にした記述である。なお、JABEEでは学士課程とともに大学院修士課程の審査も実施されているが、以下では学士課程に限定している。

審査の結果、プログラムの「認定」または「不認定」が判定されるが、「認定」にはプログラムの有効期間が設定されており、原則として、年度の4月1日が開始日となる。ただし、「新規審査」にて認定されたプログラムで、かつ「JABEEが妥当と判断する」場合には、開始日を受審年度の前年度の4月1日とすることができる。当初設定された4条件のうち、2009年度からは「審査前年度の修了生が1期生であること」が削除された。

認定の有効期間は、当初は5年間であったが、2008年度からは原則として6年間に変更された。「認定継続審査」は、最終有効年度(6年目)の翌年度内に受けなければならない。

有効期間中に認定基準に係る項目—プログラム形態や名称、学習・教育目標等—に大きな変更を生じた場合(「変更通知提出のガイドライン」参考)には、書面をもってJABEEに通知しなければならない。これによって「変更時審査」が必要かどうかの検討をへて、必要であれば、「変更時審査」を受審することになる。

■審査結果の判定

JABEE審査では、審査結果を「ACWD」の略号で表現する。

「A」適合……当該審査項目が認定基準を満たしている。

「C」懸念……当該審査項目が現時点では認定基準を満たしているが、改善が望まれる。したがって、当該審査項目が認定基準への完全な適合を継続するためには、何らかの対処が望まれる。

「W」弱点……当該審査項目が現時点では認定基準をほぼ満たしているが、その適合の度合いが弱く、改善を必要とする。したがって、適合の度合いを強化す

る何らかの対処が必要となる。

「D」 欠陥 … 当該審査項目が認定基準を満たしていない。したがって、プログラムは認定基準に適合していない。

なお、審査の対象とならない項目がある場合には、判定は行わず、プログラム点検書ならびに審査報告書の該当欄に「-」の記号を付す。たとえば、前述した基準 3.1(3)や基準 5(2)の項目に関して、プログラムが履修者の編入学制度や他機関との単位互換制度の制度をもたず、具体的方法も定めていない場合がそれに該当する（ただし、実施例がなくても、制度や方法が定められている場合には、A,C,W,D 判定を行う）。

D 判定が 1 項目でもあれば、「不認定」となる。D 判定がなければ、「認定」となるが、W 判定が 1 項目でもあれば、6 年間の有効期間は認められない。この場合は、3 年後に W 判定のついた項目およびそれと関連する C 判定項目について中間審査が行われる。中間審査によって当初 W 判定であった項目が C 以上と判定されれば、認定はさらに残り 3 年間にわたって延長される（中間審査の場合、当初は W 判定が 1 つでもあれば、その前年度末日で有効期間が終了することになっていたが、2009 年度からは「D 判定」のみとなった）。

上記の「ACWD」の定義だけでは、認定基準にある審査項目に、A, C, W あるいは D の評価を下すことは難しい。JABEE は、ACWD 評価の具体的な指針（ガイドライン）や定量的基準を明文化していない。70 年以上の歴史を持つアメリカの ABET による認定審査にも、ACWD 評価・判定の具体的な指針が文章としては残されていない。具体的な指針・定量的な基準を設けることが技術者教育プログラムの自主的な教育改革に対する取り組みを阻害するという懸念が、社会の要請に依りて技術者教育プログラムの不断の改革が進むことを良しとする JABEE や ABET の認定システムを支える思想の中に存在すること、そもそも継続的な改善が進む中では、ある時点で意義を有していた指針・基準が、次の日には意義を失ってしまうこともあり得ることなどがその理由であろう。

したがって、認定審査を行って実績を積み、経験と事例を蓄えることによってしか、ACWD 評価の骨格を定めることができない。「地球・資源およびその関連分野運営委員会」では、試行審査についての CWD 評価事例（結果とその根拠）を整理して以降、当分野における初回審査、認定継続審査、および中間審査の経験、および、JABEE の認定・審査調整委員会における他分野との調整経緯を踏まえて、ACWD 評価の骨格を整理してきた。

その評価の骨格をもとにして、JABEE 認定基準の評価項目毎に「審査の要点」を明らかにし、「地球・資源分野」における審査員の ACWD 評価に関する見解の枠組みを育てるための基礎資料として活用されることを願って、「JABEE 審査の要点」を作成し、改訂作業を続けている。

一方で、JABEE 認定基準の評価項目に対して、受審プログラムは、裏付け資料とともに具体的にかつ明確に回答し、自己点検書を作成する責務を負っている。審査チームに、受審プログラムの回答を裏付ける資料や証拠が示されなかったり、裏付け資料と証拠が不十分であったり、表現が曖昧であったりすると不利な評価を受けるので、「JABEE 審査の要点」が、教育プログラムが審査を受ける場合の参考資料として活用されることも願っている。

4. 審査の要点

本稿「JABEE 審査の要点」は、「地球・資源分野」における 2000—2002 年度の試行審査結果と(社)資源・素材学会「技術者教育プログラム審査委員会」の議論を基に作成された第一版に、その後の審査結果を踏まえて修正を加えてきたものである。本稿とあわせ、JABEE の「2010 年度認定・審査用資料」を熟読し、理解を深めることを、審査員・受審プログラムの双方に強く勧める。

基準 1 学習・教育目標の設定と公開

(1) 具体的な学習・教育目標の設定と公開

- 審査の要点 =====
- ✓ 学習・教育目標は、プログラムが学生に対して持つべき知識・能力を公開し、修了生がそれらの知識・能力を身に付けていることを社会に対して保証するものであり、JABEE 審査においては、この目標を達成するための教育体制がとられているか否かが重要となる。
 - ✓ 学習・教育目標は、基準 3 での学習・教育目標達成のためのカリキュラム設計に反映され、また、基準 5 での達成度評価を可能とするような具体性を持つことが必要である。また、基準 1(1)での評価のいずれかが W 判定以下であれば、基準 3.2 (1) (適切なカリキュラム設計)、基準 5 (学習・教育目標の達成) (3), (4) での評価は原則としてそれ以下となる。ただし、学習・教育目標の文言自体の具体性に問題があっても、基準 3.2(1)あるいは基準 5(3), (4)において、その具体性が示され、それに沿った教育と評価が実施されていることが確認できる場合には、基準 1 (1) が W 判定でも、基準 3.2 (1) あるいは基準 5 (3), (4) は C 判定以上とすることができる。
 - ✓ プログラムが設定・公開した学習・教育目標には、表現の軽重の程度は別に、JABEE 認定基準の基準 1 (1) に掲げられている(a)~(h)の要素をすべて含んでいること。(a)~(h)のすべてを含み、かつ学習・教育目標の具体性に問題がなければ A 判定。多少問題がある場合には C 判定、含まれていても具体性にかなり問題がある場合には W 判定。ただし、目標の網羅・具体性に関しては、実地審査においてその書き方等に多少の問題があっても、当該年

度当初から教員等の熱心な指導により目標の実質的内容が学生に認識されていたと判断される場合は、その後の改善報告書において書き方の変更等の適切な措置がとられればC判定とすることができる。

- ✓ プログラムが設定・公開した学習・教育目標と、JABEE 認定基準の基準 1(1) に掲げられている(a)~(h)の対応関係を、自己点検書の表 2「学習・教育目標と基準 1 の(1)の(a)~(h)との対応」として作成すること。
- ✓ 教員はもちろん、社会や学生（Constituents）*に対して、設定した学習・教育目標が具体的に提示され、理解を得やすい表現・工夫がなされていること。地球・資源分野では、目標自体は具体性に欠ける表現となっているが、各目標に対して具体的な評価項目・手法等が設定されかつこれらが目標とともに公開されているプログラムがあった。このような場合も A 判定とすることができる。
- ✓ 2003 年 7 月に開催された JABEE 研修会では、具体的に提示され、理解を得やすい表現・工夫がなされている学習・教育目標の例として、Rose-Hulman Institute of Technology のコミュニケーション能力に関する目標（Outcomes）が紹介された。それは以下のものであり、同大学の“Commission on Assessment of Student Outcomes（CASO）”のホームページ（<http://www.rose-hulman.edu/irpa/CASO/>）から PDF ファイルでダウンロード可能である。

When performing communication tasks, students will:

1. Identify the readers/audience, assess their previous knowledge and information needs, and organize/design information to meet those needs.
 2. Provide content that is factually correct, supported with evidence, explained with sufficient detail, and properly documented.
 3. Test readers/audience response to determine how well ideas have been relayed.
 4. Submit work with a minimum of errors in spelling, punctuation, grammar, and usage.
- ✓ 学習・教育目標は広く「学内外」に公開することが要求される。学外にどのような形で公開しているかが示されなければならない。ホームページだけでなく、学科・プログラムのパンフレット等の印刷物としても公開されていることが望ましいが、適切に管理されたホームページで学内外に公開されていれば、この限りではない。なお、簡略化して公開された学習・教育目標の内

* ABET では Constituents：利害関係者という表現を使っている。Constituents には、教員・学生のみならず、卒業生、卒業生を雇用している雇用者などが含まれる。

容は、正式のものと実質的に同等でなければならない。

- ✓ 実地審査の際のインタビューで、学習・教育目標の周知の程度を確認する。もし、学習・教育目標を誰も知らないことが確認できた場合には、D 判定も十分にあり得る。

学習・教育目標の設定・公開時期については、2006 年度の審査までは経過措置がとられていたが、2007 年度からは、原則、審査時の 4 年生が入学時に設定・公開されていることとなっている。

- ✓ 学習・教育目標の公開時期について、4 月初めが学期（新学年）のはじめである場合には、4 月中に公開されていないと A 判定は得られない。
- ✓ 2005 年度審査から、エンジニアリングデザインの説明と求められる能力が詳細に示された点は重要である。最小限どの程度の能力を身につけさせるかについて学習・教育目標に具体的に設定されているか、また、それが分野のデザイン能力として相応しいものかどうかについて審査する。項目(e)以外の項目に求められているデザイン能力が含まれている場合には、それも含めて判断する。

エンジニアリングデザイン能力は技術者教育において最も重要な柱であると、ワシントンアコード加盟国では認識されており、ワシントンアコード加盟申請の準備を行っていた JABEE は 2004 年 12 月 4-5 日に、国際シンポジウム「技術者教育とエンジニアリングデザイン」を開催した。JABEE の HP（<http://www.jabee.org/OpenHomePage/news-page2004.htm#sympo041204>）にシンポジウムの講演記録が掲載されており、「技術者教育とエンジニアリングデザイン」と題したシンポジウム参加者の共通認識を HP に発表している（http://www.jabee.org/OpenHomePage/sympo_041205.pdf）。このシンポジウムでの討論を踏まえて作成された報告書は、「JABEE 国際シンポジウム 技術者教育とエンジニアリングデザイン 講演記録」としてまとめられているが、地球・資源分野の部分は、地球・資源分野運営委員会の HP（<http://lead.geosys.t.u-tokyo.ac.jp/natural/>）からダウンロードできるので、是非一読し、参考にさせていただきたい。

なお、2009～2010 年に JABEE からエンジニアリング・デザイン教育に関する見解と審査対応が公表されているので、熟知しておく必要がある。

- ✓ 目標とカリキュラム中の科目との関連については、基準 1 ではなく、基準 3.2 で評価される。
- ✓ 基準 1(1)(a)「地球的視点から多面的に物事を考える能力とその素養」とは、いわゆるわが分野における地球科学的な視点ではなく、より広く人文社会学的な考え方を求めていることに注意。

(2) プログラムの特色および社会や学生の要望を考慮した学習・教育目標の設定

審査の要点 =====

- ✓ JABEE 認定基準の基準 1 に含まれている(a)~(h)の要素以外に、プログラムが有する伝統、資源（教員・環境・設備）、卒業生の活動分野、その他に地域との連携等も考慮するなどした特色ある目標設定となっていること。
- ✓ 従来よくある教育内容を表す学習・教育目標であっても、その目標設定に根拠があれば A 判定とできる。
- ✓ しかし一方で、JABEE 認定基準の基準 1(1)の(a)~(h)の文言を、若干追加・修正したのみで、プログラムの独自性が認められない場合は、程度により C あるいは W 判定が可能である。
- ✓ 社会や学生の要求・要望を反映した学習・教育目標が設定されていること。社会が要求する水準を確保していること。これらのために組織した委員会の構成・名簿・開催頻度・議事録、学科同窓会の活動記録、就職先アンケート調査、外部評価結果などを裏付け資料とする。
- ✓ 受審プログラムは、各学習・教育目標について、社会の要求・国際的な水準を考慮して合格水準を定めているはずであるので、この水準を定めた具体的な根拠（外部評価結果、卒業生の就職先へのアンケート調査結果など）を示す。
- ✓ 社会や学生の要求・要望が、設定した学習・教育目標にどのように反映されているか、具体的にそのプロセスが提示できること。
- ✓ 例えば、社会の要求を考慮するために外部評価を行ったかどうか、卒業生、卒業生の進出分野の代表者、地域社会の代表者などにより構成されている外部アドバイザー制度などを取り入れているかどうかなど。
- ✓ 社会や学生の要求・要望を取り入れる配慮がなされている場合には D 評価とはならない。しかし、その程度と要望に対するプログラム側のアクションにより非 D 判定（A, C あるいは W）が決まる。外部評価の審議内容、外部アドバイザー会議等の議事録などが提示され、それが、学習・教育目標にどのように反映されたかが明らかとなる必要がある。
- ✓ 産業界等の関係者がメンバーとなっている委員会等で検討している場合には、A 判定とすることができる。受審プログラムが、卒業生が活躍する産業分野等へのアンケートを実施し、これを参考にして学習・教育目標の設定が行われていると認められる場合にも A 判定とできる。しかし、社会や学生の要求・要望を取り入れていると、プログラム側だけが判断し主張している場合は W 判定となる。ただし、産業界の意見を十分に知っているという証拠を持った教員が複数以上参加した委員会等で、審議・検討し、それが学習・教育目標に反映されていると証明できれば、C 判定が可能である。

基準 2 学習・教育の量

(1) 4年間に相当する学習・教育，124単位以上，学士の学位の取得

審査の要点 =====

- ✓ 審査前年度(審査年の3月末)修了生あるいは実質的修了生の単位取得状況，学則，大学・学部が発行している学生へのガイダンス資料のコピーなどを示す必要がある。
- ✓ 「地球・資源分野」では問題となる事例が少なかった。

(2) 学習保証時間

審査の要点 =====

- ✓ 学習時間の算出根拠が明示されていること。様々な学習・教育の形態があるので，JABEE「認定基準の解説」の「基準 2 学習・教育の量」の解説を参考とすること。
- ✓ 特に，講義以外の実習や卒業論文研究の学習時間の算出根拠を説明できること。卒論ノートなどで学習時間の記録などが証明されることが好ましい。十分な証拠が提出されない場合には，その程度により C，W あるいは D 判定が可能である。
- ✓ システムとして学習保証時間を達成できるようになっている必要がある。
- ✓ 最近、就職活動を早くはじめる学生が増えており、就職活動のために講義を欠席する学生が目立つようになっている。JABEE では、「学習保証時間」の確保の観点からこれを問題視しており、産業界と大学側に注意を呼びかけている。
- ✓ 社会科学・人文科学および自然科学の基礎科目関係の学習時間算出には，講義に関わっている他学部・他学科の教員の協力が必要。
- ✓ 選択科目はすべての学生が履修しているわけではないので，学生によって，総学習時間が異なる。そのため，すべての学生について，人文・社会科学と語学(250時間)，数学・自然科学・情報技術(250時間)，専門分野(900時間)のそれぞれと総学習時間(1800時間)が満足されていることを確認することが理想であるが，多くの手間と時間を要する。そこで，「地球・資源分野」では，卒業時の取得単位数が当該プログラムの最低水準にある学生を学習保証時間の調査対象とすることにした。具体的には，取得単位数が最低水準にある修了生 5 名または下位 10%の修了生を，「学習保証時間」の調査対象とする。ここで，「最低水準にある修了生 5 名」と「下位 10%の修了生」のどちらを調査対象とするかは，数の多い方をとるものとする。
- ✓ 修了生が無く実質的修了生をもって保証の根拠の一部とする場合には，実質的修了生全員が保証時間を満たしている必要は必ずしもないが，審査当該年

度の修了予定者が全員保障時間を満たすことが保証されていない場合には A 判定とはならない。実質的修了生とは、JABEE の認定・審査の申請条件にあるように、「認定審査プログラムと実質的に同等の教育を受けて卒業した学生」をいい、「認定申請プログラムの修了に必要な知識・能力の 70%程度以上が教育されていたことを目安とする。」

- ✓ 2010 年度から「学習保証時間」が「授業時間」に全面的に改められることから、シラバス記述も含めて新たな対応が必要である。

基準 3 教育手段

3.1 入学および学生受け入れ方法

(1) 入学者選抜方法の設定・開示・実施

審査の要点 =====

- ✓ 入学者選抜方法がパンフレット、ホームページなど複数のメディアで学内外に開示されていれば A 判定とできる。しかし、ホームページだけでしか入学者選抜方法の開示が行われていない場合など、開示が不十分と指摘できる場合は W 判定の可能性が高い。
- ✓ 入学者数の実態が大学設置審議会基準に明瞭に違反している場合は W 判定とすることができる。さらに、違反が極端な場合は原則として D 判定とする。
- ✓ 推薦入学も含めた多様な選抜法を実施している場合には、選抜法が明確に公開されていること。
- ✓ 推薦をはじめとした多様な入学者選抜法を採用しているプログラムでは、入学した学生について、その後適切な教育が実施されているか追跡調査の必要性を認めるものがあった。

(2) プログラム履修者決定方法の設定・開示・実施

審査の要点 =====

- ✓ プログラム履修者を決める具体的方法が定められ、当該プログラムに関わる教員および学生に開示されていることが必要である。
- ✓ 履修者決定方法を記述した証拠書類が存在しない場合は、原則として D 判定となる。履修者決定方法を記述した書類などの内容が妥当でないと判定できる場合には W 判定とすることができる。履修者決定方法を設定しているが開示していない場合も W 判定とできる。
- ✓ 受審プログラムから履修者名簿の提示がなかった場合は D 判定となる。
- ✓ 改組によって学科が統合された場合などでは、入学後共通教育の期間を設け、その後、いくつかのコースに進学先を振り分ける。このような場合には、コース分けのルールが具体的に設定・開示され、そのルールにしたがってコース

分けが実施されていること。

- ✓ 入学後にコース分けがなされる場合には、それが予定されていることとコースの内容が入学志願者に知らされているかどうか、審査の際に問題となる。特に、JABEE の認定を受けたコースと認定を受けていない（非認定）コースが、入試の受験単位となっている学科・学科群の中に共存する場合には注意を要する。
- ✓ 上記のコース分けの際に入学時に志望していたコースに進めなかった学生に対するケア等の配慮がなされていること。

(3) 編入方法の設定・開示・実施

審査の要点 =====

- ✓ 短大・高専からの編入だけでなく、他大学、同じ大学の他学部・他学科修了生（学士）の入学・編入が実施されている場合には、その具体的方法が設定され、学内外に開示されていることを確認する必要がある。編入者の編入前の単位認定基準に関しては、当該者がプログラム修了時に修了条件を見たいしていることを証明できれば、A 判定とすることができる。
- ✓ 編入の募集にあたっては、JABEE 認定プログラム（あるいは受審予定プログラム）への編入か否かを明確にする必要がある。たとえば、1 学科に複数プログラムがある時に学科として編入募集をする場合など。ただし、そのプログラムが JABEE 受審予定であることを公表する必要はない。
- ✓ JABEE プログラムに編入されない者については審査対象外である。
- ✓ 編入基準は、審査チームから要求があった場合に開示できれば良いものとする。

3.2 教育方法

(1) 適切なカリキュラム設定と開示、学習・教育目標への対応

審査の要点 =====

- ✓ カリキュラム設計あるいはカリキュラムの構造化（必修/選択科目、科目間の連携関係と先修条件の設定など）が、設定した学習・教育目標達成に適切なものとなっているか、学生が理解できるものであるかどうかポイントである。
- ✓ カリキュラムは、プログラムに関わる教員および学生に開示されていることが必要である。
- ✓ カリキュラム設計において、「(b) 技術者倫理」についてはその認識が十分でない場合が多く、「技術者倫理」の講義が未開講であったり、開講されていても履修率が低いものがあった。
- ✓ また、複数の専門科目の中に、講義テーマに関連した形で「技術者倫理」を

取り上げている事例があった。多くの専門科目中で「技術者倫理」に触れることは望ましい教育形式の一つである。しかしこの場合には、学生が複数に分散された授業を受講していても、「技術者倫理」に関係した学習・教育目標を十分に習得し達成し得る仕組みとなっていることを明らかにする必要がある。

- ✓ 学習・教育目標達成のために重要と考えられる科目の履修率を明らかにする必要がある。特に、これらの科目が選択科目となっている場合、不定期開講となっている場合、それが適切であるかどうかの判断が難しくなる。
- ✓ 基準 1(1)に含まれている「技術者倫理」以外の要素で、カリキュラム設計への反映が難しいものとして、「(e) デザイン能力」、「(g) 自主的継続的に学習できる能力」と「(h) 与えられた制約の下で計画的に仕事を進め、まとめる能力」があげられる。卒業論文・卒業研究をこれら能力の習得の場と見なしているプログラムが多いが、創成型科目（Project Based Learning）、自由度の高い演習科目の活用が検討されてもよい。
- ✓ デザイン教育を種類の科目に分散して行っている場合には、デザインを体験させているかどうかに注意する。卒業研究、あるいは卒業研究と他の授業科目との組み合わせでデザイン能力の教育を実施している場合には、修了生全員が適切なデザイン能力の教育を受けているかどうかを審査する。デザインの体験教育としては、例えば、産業界や地域社会などと連携・協力し、チームでデザインを体験させて学ばせる教育なども考えられる。
- ✓ 「地質系の野外実習科目」を実施していても、個々の調査手法の習得を目的とする場合（走向・傾斜の測定法、露頭の記載方法などの場合）だけであれば、「デザイン能力基礎」のメイン科目とすることはできない。これに対して、個々の学生が独自に調査して、図として表現し、その意味を理解できるようになる内容であれば、「デザイン能力基礎」達成のメイン科目と見なせる。
- ✓ 基準 1(1)の「(a) 多面的に物事を考える能力とその素養」について、自然科学系の基礎科目だけで対応することは困難であると指摘するものがあった。
- ✓ 複数の教員が協力して行うオムニバス形式の科目について、教員間の教育内容・教育方法の連携を問題とするものがあった。

(2) 適切なシラバスの作成・開示・実施

審査の要点 =====

- ✓ JABEE の認定基準では、個々の科目のシラバスに、教育の内容・方法、達成目標、成績評価の方法と基準だけでなく、カリキュラムの中での位置付けを明示することを求めている。そのため、プログラムが設定・公開した学習・教育目標と個々の科目の対応関係、個々の科目を履修することにより学習・

教育目標のどの部分がどの程度達成することになるかを、学生が理解できるように具体的に提示されていることが望ましい。学生の理解を助けるものとして、関連する科目の存在とそれらとの相互関係・前後関係がわかるような、シラバスの構造化が検討されてもよい。

- ✓ シラバスは、プログラムに関わる教員および学生に開示されていることが必要である。
- ✓ 担当者の記入漏れ、成績評価が明確となっていないことなど、内容・説明の不備を指摘するものがあった。また、シラバスがすべての科目について作成されていないこと（特に、非常勤講師が担当するもの）、担当者が毎年変わる科目のシラバスについて不備を指摘するものがあった。
- ✓ 1-2年生を対象とした共通科目を他の学科、他の学部の教員が担当している場合には、当該プログラムの学習・教育目標に対する理解など、シラバス作成にあたっての協力を欠かすことができない。
- ✓ 教員により、シラバスの出来具合にバラツキが見られる場合がある。
- ✓ 複数教員が担当している科目について、評価基準が統一されていないなどの不備を指摘するものがあった。
- ✓ 実際に使用しているシラバス（コピーで可）を審査材料として優先する。これが、数年間使用する目的で印刷したものと多少異なっても可と考える。
- ✓ 達成度評価方法・基準が記載されていないシラバスが少しでもある場合には A 判定とすることはできない。達成度評価方法・基準の記載がないシラバスが過半数を占める場合には、原則として D 判定となる。過半数でなくても、達成度評価方法・基準の記載がないシラバスがかなり存在すると指摘できる場合には、その度合いにより C あるいは W 判定とすることができる。
- ✓ この項目の判定結果は、基準 5 の判定にも関係するはずである。

(3) 学習における学生への支援システムの存在・開示・実施

審査の要点 =====

- ✓ 学生が学習支援として何を望んでいるかといった要望を取り入れるために授業アンケートなどが実施されているか、要望を取り入れることの実施状況と実績、開示状況が明らかとなっている必要がある。
- ✓ 学生への学習支援について、TA 制度やクラス担任制、オフィスアワーを設けるなど、様々なシステムが取り入れられている。これらが有効に機能していること、学生へのアンケート調査などで学生の要望を汲み取り、改善にいかされていることなど、が明らかとなっている必要がある。
- ✓ 学生への支援システムは、プログラムに関わる教員および学生に開示されていることが必要である。

(4) 学生自身による達成度点検と学習への反映

審査の要点 =====

- ✓ 学生が自らの達成度を点検・確認できるように、採点済みの試験問題の解答・レポートの返却が行われているか、担当教員のコメントが記入されていて学生に伝わりやすいものとなっているかどうかなど、を確認する必要がある。
- ✓ 学生が理解できるような具体的な評価指標がシラバスなどを通じて明らかにされることは、学生自身による達成度評価の一つと言える。
- ✓ 各学習・教育目標の達成度を学生にフィードバックする必要がある。各学習・教育目標には単なる筆記試験だけでは達成度を評価できないものが含まれているはずであるから、単に筆記試験の結果を学生に返却しているだけの場合、十分な根拠がなければ、A判定とはならない。その一方で、試験結果（筆記試験とは限らない）を返却していなくても、ある程度のフィードバックが学生に対してある場合には、非D判定とすることができる。
- ✓ 試験結果（筆記試験とは限らない）の返却に限らず何らかの妥当な対応（指導など）を学生に対して頻繁に実施していればA判定とすることができる。
- ✓ オフィスアワーや個別履修指導、教員側からのアンケート調査は、学生自身による達成度評価を支援する効果があると考えられる。
- ✓ わが国ではなじみが少ないが、ABETの審査で取り上げられているポートフォリオ**を整備することは、学生自身による達成度評価を容易にすると考えられる。ポートフォリオを作成するには、複数教員の参加・協力を必要とし、教員間の意見交換、教員の能力開発（FD）も促進させる効果があるので、教育プログラムそのものの改革へのつながりが期待できる。

3.3 教育組織

(1) 能力を持った十分な数の教員と教育支援体制の存在

審査の要点 =====

- ✓ 教員の教育負担について、その多寡の程度、特定の教員に負担が偏っていないかを、明らかにする必要がある。
- ✓ 定年などで退職が近々予定されている教員を抱えるプログラムでは、これらの教員が去った後のプラン、対策を明らかにする必要がある。

** ポートフォリオ (Portfolio) は、学生個人ごとに作られ、学生が入学以来培った様々な能力を、記録して保存する。受講状況を示す履修履歴（試験やレポートの成績、実習への参加状況）のみならず、学生の文章表現力・発表能力、批判的な思考能力、調査・研究遂行能力、グループ作業におけるリーダーシップとマネジメント能力なども。電子ポートフォリオの例を <http://www.rose-hulman.edu/irpa/rep/demo/index.html> に見ることができる。

- ✓ 単に高齢者の教員がいるというだけでは非 A 判定とはしない。高齢の教員が多かったとしても、妥当な理由を提示されれば、それを基に評価を行う。
- ✓ 教育支援体制の一つとしての TA の活用状況、実験・実習科目に対する技術支援スタッフの充実の程度、実務経験を有する教員の任用状況などを、明らかにする必要がある。

(2) 教員の質的向上を図る仕組みの存在・開示とそれに関する活動の実施

審査の要点 =====

- ✓ 教員の質的向上を図る仕組み（FD）が当該カリキュラムに関わる教員に開示され、その実施例、実施内容、参加状況などが具体的に示されていること。
- ✓ そのためには、FD に関係する学内活動の報告書、委員会の議事録をはじめとする活動記録、シンポジウム・研修会の開催案内と参加状況、プログラム所属教員の参加状況と貢献度などが点検・評価の資料となる。
- ✓ 外部で開かれる学会や研修会を利用した FD 活動を重視している場合には、その参加記録状況、期待される効果などが明らかにされる必要がある。
- ✓ 全学の FD 組織があっても、審査を受けているプログラム関係者の参加が証明されない場合は W 判定とすることができる。同様に、当該プログラムに FD 組織があっても参加者が非常に少ない場合も W 判定とすることができる。
- ✓ 受審プログラムから、有効な FD 活動として、単なる講習会のみがあげられている場合には、非 A 判定とすることができる。

(3) 教員の教育貢献に対する評価方法の設定・開示・実施

審査の要点 =====

- ✓ 教員の教育貢献に対する評価方法が定められ、当該カリキュラムに関わる教員に開示され、実施されているか。
- ✓ 教員の教育貢献評価が FD 活動などの促進を通して、教育効果を高める方向に作用していることが重要。
- ✓ 「地球・資源分野」では、教育貢献を定量的に評価するシステムの構築が始まったところもあるが、多くのプログラムでは、昇格人事を検討する際に考慮されている程度で、明確な形で、教員の教育貢献に対する評価が行われていない。
- ✓ 昇格人事、採用人事の際には、候補者の教育実績、教育に対する抱負が重要な評価項目となるが、これを具体的に開示することは非常に困難であると思われるので、少なくとも実地審査の際に確認できるようにする。
- ✓ 教員の教育貢献を評価する手段として、ベスト・ティーチャ賞などの褒賞・表彰制度を設けている事例がある。しかし、それらの制度だけで他に方策が

講じられていない場合は、非 A 判定とすることができる。

- ✓ 教育褒章を受けた教員が FD を企画・実施するシステムになっているプログラムがあった。
- ✓ 教員の教育貢献程度を教員への教育研究費配分に反映させている事例があった。
- ✓ 教育貢献の評価結果をどのような形でフィードバックするかについては、今後も検討が必要である。

(4) 教員間連絡ネットワーク組織の存在と活動の実施

審査の要点 =====

- ✓ 定例の教室会議が教室（学科・学科群）内の実質的な教員間ネットワークを代表していると考えられるので、教室会議をはじめとした関連委員会/WG の議事録などによりその存在を示し、開催記録・活動記録を明らかにする必要がある。実施の証拠が何も提示されない場合は D 判定となる。また、プログラム所属教員の多数が教員間ネットワークに参加していない場合は W 判定とすることができる。
- ✓ 助教あるいは助手などが教員間ネットワークに参加し活動する程度は、彼らの任務がプログラムによって異なるので、実情を考慮して判断する。
- ✓ プログラムの科目（専門基礎科目など）を担当している他学科の教員、1-2 年生を主とする教養科目・共通科目の担当教員、非常勤講師との連携状況も明らかにする必要がある。また、教室（学科・学科群）内のネットワークと、全学的・全学部的なネットワークとの関係も明らかにする必要がある。
- ✓ 教養学部など異なる組織とのネットワークは、それが十分なものでなくても存在すれば C 判定とすることができる。
- ✓ プログラム内の所属教員間に十分なネットワーク（存在がはっきりとしていて機能していると認められるもの）があっても、教養学部など異なる組織とのネットワークが存在しない場合は W 判定とすることができる。ただし、異なる組織とネットワークを構築することが困難であることについて、受審プログラムから、明確に理由が提示された場合は C 判定とすることができる。

基準 4 教育環境

4.1 施設、設備

(1) 教室、実験室、演習室、図書室等の整備

審査の要点 =====

- ✓ 教室、実験室、演習室、図書室、情報関連設備、自習・休憩設備、学内食堂・売店・学生寮などの状況を具体的に明らかにする必要がある。

- ✓ さらに、これら設備の快適性（一人当たりの面積，空調設備の整備状況など），安全性と管理の実態，利用時間・条件などの利便性について，明らかにする必要がある。
- ✓ 安全性にかなりの問題があれば W あるいは D 判定となる可能性がある。
- ✓ 整備の程度が国内水準で著しく劣っている場合には，D 判定とすることができる。
- ✓ 整備の程度が国際水準でかなり劣る場合には，その程度により，C あるいは W 判定とすることができる。

4.2 財源

(1) 財源確保への取り組みの実施

審査の要点 =====

- ✓ 教育に対する財源確保の状況を具体的に明らかにする必要がある。
- ✓ 教室（学科・学科群）に配分される運営経費（学生経費と研究経費）などの資料が非公開であれば，実地審査の際に確認できるようにする必要がある。
- ✓ 研究に関して，科研費・受託研究費などの外部資金の導入が盛んに行われているが，それが当該プログラムの改善に役立っているとしたらその具体例を明らかにする必要がある。
- ✓ 財源確保への何らかの努力がなされており，大きな問題がないことが認められれば A 判定とすることができる。財源確保への努力が不足している，あるいは問題が存在することが指摘できる場合には，その程度により，C あるいは W 判定とすることができる。財源確保について重大な問題が存在することを指摘でき，しかも財源確保への努力が認められない場合には，D 判定とすることができる。

4.3 学生への支援体制

(1) 学生の要望にも配慮するシステムとプロセスの開示と実施

審査の要点 =====

- ✓ 教室，実験室，演習室，図書室，情報関連設備，自習・休憩設備，学内食堂・売店・学生寮などの教育設備に対して，学生の要望を配慮した形で取り組みがなされているとしたら，それを具体的に明らかにする必要がある。
- ✓ 教育環境のハード面だけでなく，入学金授業料免除，奨学金，下宿・貸間紹介，アルバイトの斡旋，肉体と精神の健康状態に関するカウンセリングなどソフト面の支援体制に関しても，具体的に明らかにする必要がある。
- ✓ 学内情報ネットワークにより，学生が能動的に学習するための仕組み（電子シラバス，履修状況の確認，雑誌の電子購読など）を整備しているとしたら，

それについて、アクセス法をはじめとして、具体的に明らかにする必要がある。

- ✓ 支援体制の整備状況・実施状況は、プログラムに関わる教員、職員および学生に開示されていることが必要である。特に学生に対しては、掲示板・学内情報誌・ホームページ等を通じて開示していることを明らかにする必要がある。
- ✓ 実施の証拠が何も提示されない場合は D 判定となる。

基準 5 学習・教育目標の達成

(1) 各科目の目標達成度評価

審査の要点 =====

- ✓ シラバスに示された評価方法と評価基準にしたがって、科目に設定された学習・教育目標の達成度評価が行われていることを、シラバス、成績表、試験問題と答案、採点済みのレポート、卒業論文などを使って証明する。
- ✓ デザイン教育が卒業研究のみで実施されているとする場合には、その証拠が不十分であれば、W 判定以下となる。
- ✓ 特に、ボーダーライン上にあった答案・レポート・卒業論文が審査対象となるので、実地審査の際に、それらがわかるようにしておく。
- ✓ 科目の評価について、担当教員以外の教員が関わっている場合には、プロセスや申し合わせ事項などを具体的に明らかにする。
- ✓ 教員の個人的な評価に依存している場合には、合否の評価基準が科目毎に異なる懸念がある。教員間でなされた議論、正確な成績評価を実施する工夫などを明らかにするとよい。
- ✓ 自己点検書の表 9「主要授業科目の達成目標および評価方法と基準」に記載されている授業科目で、評価方法と評価基準の証拠（試験・レポートの採点結果など）を提示しているものが、半数に満たない場合は D 判定とすることができる。
- ✓ 自己点検書 表 9 に記載されている主要科目で、評価方法と評価基準の証拠を提示しているものが、80%以下の場合は W 判定とすることができる。
- ✓ 自己点検書 表 9 に記載されている主要科目で、評価方法と評価基準の証拠を提示しているものが、90%以下の場合は C 判定とすることができる。
- ✓ 自己点検書 表 9 に記載されている主要科目の数が非常識に少ない場合は W あるいは D 判定とすることができる。なお、これに関連して、主要科目の妥当性についても慎重に判断することが必要である（基準 3. 2 (1) と関連）。
- ✓ 人文系の科目でも、自己点検書表 9 に主要科目として記載されている場合は、その資料の提示が全くなければ、W 判定以下となる。

- ✓ シラバスに記載されたものとは異なる評価を行っている科目が 40%以上の場合には、W あるいは D 判定とすることができる。
- ✓ シラバスの評価基準で、「60 点以上・・・」等、点数のみの記述しかない場合は、非 A 判定となる。
- ✓ 妥当な水準以下の合格者が存在すると指摘できる場合には、W あるいは D 判定とすることができる。
- ✓ 毎年類似した試験問題を使用している科目がかなり多いと指摘できる場合には、W 判定とすることができる。
- ✓ JABEE の審査では達成度（Outcomes）を重視しているので、出席点を成績評価に加えることを原則として認めない。出席点を評価に用いる場合、受審プログラムあるいは担当教員はその理由を示す必要がある（例えば、演習や実習を含む授業であるなど）。出席点が重視されている科目で、その理由が示されない場合には、非 A 判定とすることができる。

(2) 他の高等教育機関および編入前に取得した単位評価

審査の要点 =====

- ✓ 編入生等を受け入れている場合、編入生等が他の高等教育機関で取得した単位を認めている場合、単位認定の評価基準・評価プロセスがプログラムの学習・教育目標に沿った形で行われたものであることを具体的に明らかにする必要がある。
- ✓ 単位評価に際しては、現実的に対応可能な範囲で適切な方法が採られていればよく、他の教育機関等からの試験答案の取り寄せなど、プログラム運営組織に過度の負担を強いることは求められていない。

(3) 各学習・教育目標の達成度評価

審査の要点 =====

- ✓ 受審プログラムは、自己点検書の表 3「学習・教育目標とその評価方法」を作成し、設定した学習・教育目標のひとつひとつについて、対象科目の評価方法を明らかにする。
- ✓ さらに、総合としての学習・教育目標の達成度評価が求められており、その評価方法と評価基準を具体的に示す。ここでの「総合」とは、「自己点検書作成の手引き」（2009 年度版）の 16 ページ(3)にあるように、個々の科目ごとの評価を単純に総合するのではなく、例えば、科目ごとの重み付けや外部試験の結果なども考慮して総合的に評価する方法や、総合的達成度評価試験の実施など、各学習・教育目標に応じて多様な評価方法の工夫があることを意図している。

- ✓ 受審プログラムは、各学習・教育目標について、社会の要求・国際的な水準を考慮して合格水準を定めているはずであるので、この水準を定めた具体的な根拠（外部評価結果、卒業生の就職先へのアンケート調査結果など）を示す。
- ✓ JABEE 基準 1 で C あるいは W 判定となっている目標の達成度については、特に注意して審査することを心がける。基準 1(1)にて既述のように、基準 1(1)で W 判定以下の項目がある場合は、基準 5(3), (4)においては原則としてそれ以下の判定となる。ただし、基準 1(1)の目標の記述に具体性が乏しくても、基準 5(3)で具体的な評価基準が示され、学生もそれを理解していて、それに基づいた評価がなされている場合にはこの限りではない。
- ✓ JABEE 基準 1 に含まれている要素で、「(e) デザイン能力」、「(g) 自主的継続的に学習できる能力」と「(h) 与えられた制約の下で仕事を進めまとめる能力」と関係した学習・教育目標は、講義中心の科目だけでは達成が難しいものであるから、その評価方法・評価基準を明らかにする、より一層の工夫が必要である。
- ✓ 基準 1(1)の審査の要点の中で強調したように、特にエンジニアリングデザイン能力の達成度証明については注意が必要である。デザイン能力の証明として卒業研究論文他の裏づけ資料が提示されている場合には、デザインの対象は何か、デザインの観点からの評価がなされているか、また、基準 1(1)の(e)に関連したデザイン能力習得の重要な一部と位置づけられているかについて審査する。ただし、理学的な研究に関連するデザイン能力達成のみでは A 評価とはならない。「JABEE 国際シンポジウム 技術者教育とエンジニアリングデザイン 講演記録」の内地球・資源分野のまとめを参照していただきたい (<http://lead.geosys.t.u-tokyo.ac.jp/natural/>)。単に教員の指示によって卒業研究を実施している（研究の手伝いに終始している）のではなく、学生自身が研究をデザインしているかについても留意する（その結果として、学生のデザイン能力涵養と習得に効果が期待できるかどうか、基準 1(1)の(g)や(h)との関連についても）。
- ✓ 基準 3.2(4)「学生自身による達成度点検と学習への反映」の場合と同様、ABET の審査で使われているポートフォリオ、学生個人の習得記録を作成することは、学生の学習・教育目標達成を総合的に評価する上で有効と考えられる。

(4) 修了生全員の学習・教育目標達成

- 審査の要点 =====
- ✓ 受審プログラムは、審査前年度（審査年の 3 月末）修了生全員が、設定した学習・教育目標を達成していることを、修了判定の方法と基準を具体的に示して説明する必要がある。

- ✓ 修了生が無く実質的修了生をもって保証の根拠の一部とする場合には、実質的修了生全員が目標を達成している必要は必ずしもないが、審査当該年度の修了予定者が全員目標を達成することが十分に保証されていない場合には C 判定以下とすることができる。実質的修了生とは、JABEE の認定・審査の申請条件にあるように、「認定審査プログラムと実質的に同等の教育を受けて卒業した学生」をいい、「認定申請プログラムの終了に必要な知識・能力の 70－80%程度以上が教育されていたことを目安とする。」
- ✓ 基準 1(1)あるいは基準 5(3)で W 判定以下の項目がある場合は、基準 5 (4) の判定も原則としてそれ以下の判定となる。ただし、基準 5 (3) に表現などの問題があっても、それが実質的には適切なもので、達成されていることが示されればこの限りではない。

基準 6 教育改善

6.1 教育点検

- (1) 基準 1～5 に則した教育点検システムが存在し、教員に開示され、その活動が実施されていること

審査の要点 =====

- ✓ 教育点検システムの存在とその仕組みを明らかにする必要がある。教育点検システムとして機能している会議や委員会の名称、その役割と相互関係を、流れ図などを使って具体的に明らかにする必要がある。
- ✓ 教室（学科・学科群）内の点検システムと全学的・全学部的な点検システムがある場合、両者の関係、役割分担なども明らかにする必要がある。
- ✓ 教育点検システムについて、その実施の証拠が何も提示されない場合は D 判定となる。

- (2) 社会の要求や学生の要望に配慮する仕組みを含み、システム自体の機能も点検できる構成となっていること

審査の要点 =====

- ✓ 教育点検システムが、学習・教育目標の達成と達成度評価の方法・基準が適正であるかどうかを点検する際に、社会や学生の要求・要望を反映できるような仕組み・構成となっているか、実際に機能しているか、また、システム自体の機能を点検できるようになっているかを、具体的に明らかにする必要がある。
- ✓ そのために、教育点検システムの一部として設置されている会議や委員会のメンバーとメンバーに期待された役割、会議や委員会で取り上げられた調査結果などのデータを、裏付け資料として、具体的に明らかにする。

(3) 教育点検システムを構成する会議や委員会等の記録の閲覧

審査の要点 =====

- ✓ 教育点検システムとして機能している会議や委員会の活動記録を、議事録や使用された資料などによって、具体的に明らかにする必要がある。

6.2 継続的改善

(1) 教育点検の結果に基づき基準 1～6 に則した継続的改善システムの存在と実施

審査の要点 =====

- ✓ 教育点検システムの点検結果を教育改善に反映させる仕組みが存在することを具体的に示す。そのためには、教育改善システムの一部として存在している会議や委員会の名称とその役割、構成メンバーなどを提示することにより、具体的に明らかにする必要がある。また、活動実績と機能を示すために、議事録、取り上げられた資料などを裏付け資料に使用する。
- ✓ 教育点検システムの検討結果に基づいて、教育手段と教育環境の改善、学習・教育目標や達成度評価法・評価基準の改訂を行っているとしたら、その実例を具体的に説明し、得られた効果についても明らかにする必要がある。
- ✓ 継続審査にて一部の項目でも評価結果が前回審査よりも悪くなると判断される場合には、組織としての継続的改善機能が十分であったかどうかをチェックする必要がある。

補則 分野別要件

審査の要点 =====

- ✓ 「地球・資源分野」の分野別要件の「1.修得すべき知識・能力」に関して、今までの審査では、問題となったことがない。
- ✓ 「地球・資源分野」の分野別要件の「2.教員」に関して、技術者資格を有しているか実務について教える能力を有する教員を含むこととなっている。受審したプログラムの中には、実務経験を有する教員が少ないため、非常勤講師に頼っているものがあった。

以上